

○農林水産省告示第 号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条 農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第三十条 規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び第三十三条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）の当該業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合又はリース業務を営む会社のリース業務及び第三十五条第二号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）の当該業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2) 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p> <p>一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース業務を営む会社の子会社である第三十三条第六号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）のリース業務及び同号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合又はリース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース業務を営む会社の子会社である第三十五条第二号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）のリース業務及び同号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の同項第一号に掲げる業務による収入の</p>

~~第三十条・第三十一条~~ (略)

(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が行う信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

~~第三十二条~~ 規則第六十一条第四項第十九号及び第五項第二号の農林水産大臣が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〜五 (略)

六 ~~リース業務~~ (規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号及び第三十四条において同じ。) のうち、自己又は自らを子会社とする法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(以下「信用事業実施農業協同組合」という。)若しくはその子会社(自己を除く。)が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(自己がリース業務を営まない場合にあつては、信用事業実施農業協同組合の子会社であるリース業務を営む会社の子会社として営む場合に限る。)

七 (略)

~~第三十三条~~ (略)

(共済事業実施農業協同組合連合会の関連業務子会社の範囲)

~~第三十四条~~ 規則第六十七条第二項第二十六号の農林水産大臣が定め

~~額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。~~

二 ~~各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社(リース業務を廃止することとしている会社を除く。)における第三十三条第六号に掲げる業務又は第三十五条第二号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。~~

~~第三十一条・第三十二条~~ (略)

(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が行う信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

~~第三十三条~~ 規則第六十一条第四項第十九号及び第五項第二号の農林水産大臣が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〜五 (略)

六 ~~リース業務~~ (自己又は自らを子会社とする法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(以下「信用事業実施農業協同組合」という。)若しくはその子会社(自己を除く。)が営むものに限る。)に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(自己がリース業務を営まない場合にあつては、信用事業実施農業協同組合の子会社であるリース業務を営む会社の子会社として営む場合に限る。)

七 (略)

~~第三十四条~~ (略)

(共済事業実施農業協同組合連合会の関連業務子会社の範囲)

~~第三十五条~~ 規則第六十七条第二項第二十五号の農林水産大臣が定め

る業務は、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

第三十五条～第四十二条 (略)

る業務は、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

第三十六条～第四十三条 (略)

(水産業協同組合法施行規程の一部改正)

第二条 水産業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準)</p> <p>第二十七条 規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号の農林水産大臣の定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 法第十一条第二項第四号若しくは第十一号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（以下「信用事業共済事業実施漁業協同組合」という。）又は連合会及びそれらの子会社（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社、連合会にあつては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この号、第五号、第二十九条第二項及び第三十一条において同じ。）又はそれらの子会社が合算して、基準議決権数（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数、連合会にあつては法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える数の特定会社（規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号に掲げる業務を行う会社をいう。以下同じ。）の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。以下同じ。）を取得し、又は保有している信用事業共済事業実施漁業協同組合若しくは連合会から当該特定会社が取得した債権</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>(関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準)</p> <p>第二十七条 規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号の農林水産大臣の定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 法第十一条第二項第四号若しくは第十一号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（以下「信用事業共済事業実施漁業協同組合」という。）又は連合会及びそれらの子会社（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社、連合会にあつては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この号、第五号、第三十条第二項及び第三十二条において同じ。）又はそれらの子会社が合算して、基準議決権数（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数、連合会にあつては法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える数の特定会社（規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号に掲げる業務を行う会社をいう。以下同じ。）の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。以下同じ。）を取得し、又は保有している信用事業共済事業実施漁業協同組合若しくは連合会から当該特定会社が取得した債権</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三〇五 (略)</p>

第二十八条～第三十八条 (略)

(削る)

第二十九条～第三十九条 (略)

(リース業務の範囲等)

第二十八条 規則第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、それぞれ当該各号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合法施行規程第三十五条の改正規定（「第二十五号」を「第二十六号」に改める部分に限る。）は、令和八年七月一日から施行する。